

セルビア法

——ローマ・ビザンツとオーストリアの法伝統の間で

シマ・アヴラモヴィチ*

松本 英実** 訳

セルビアは「東の西であり西の東である」といわれる。バルカン半島に位置し、ヨーロッパの交差点であった歴史から、何度も緩衝地域の境界となった。古代においては東と西のローマ帝国の間の、中世においてはオスマンとオーストリア帝国の間の、第二次世界大戦後 20 世紀のチトー時代には西と東の「鉄のカーテン」の間の境界となった。「東の西、西の東」という呼称は、それゆえ地理的な意味のみをもつものではない。セルビアは、比較的小さな国だが、様々な利益をめぐる大国同士の戦いの場であった。それはセルビアの波瀾万丈の歴史を、人種の混淆を、三つの宗教（正教、ローマ・カトリック、イスラム教）のもつれ等を引き起こした。この呼称は、文化的、政治的、宗教的、民族的、人類学的、そして食文化的な意味合いさえも負っているのである。セルビア教会の創始者である聖サヴァ St. Sava は早くも 13 世紀に、セルビアの多義的な性格について語ったが、それは地理的な意味においても他の意味においても、そして特に法の分野において今日でも妥当するところである。

その重要な位置と歴史的な条件から、19 世紀の後半にセルビアが独立国となると、その法制度は急速な発展を見た。極めて早い時期に、当時としては非常に先進的な法制度を整え、そこには他国の制度の影響も強く見られるが、なお比較法の観点から多くの重要な達成を含むものであった。

* Sima Avramovic ベオグラード大学法学部長、教授、法学博士。古代ギリシア法を中心に教会法、相続法、レトリックに関する研究で知られ、国際古代法史学会 (SIHDA)、国際ギリシア法史学会 (Symposion) 会員として国際的に活躍する。法伝統に着目した比較法、古代法模擬法廷等の研究・教育でも大きな成果を挙げている。移行期のセルビアの様々な法的問題に取り組み、教会、および高等教育に関する立法作業にも携わった。

今回の東洋大学による招聘での来日では、2014 年 1 月 11 日の本シンポジウムの他に、比較法セミナー「セルビア民法・モンテネグロ民法—日本法との接点について (Bogisic and Japanese Civil Code)」(1 月 10 日、青山学院大学法学部)、クラシカル・セミナー “What was the role of '(h)istor' in the Achilles' shield trial scene?” (1 月 10 日、東京大学文学部) の講演が行われた。

** 青山学院大学法学部教授

ローマ=ビザンツの影響

セルビア法制史の最初の重要なシーンは、中世後期にセルビアの国家と教会がともに形成される時期に見出される。ステファン・ネマニャ Stephen Nemanja は、後に聖シメオンの名で知られるようになる（アトス山の Chilandar 修道院でこの名を与えられた）が、ネマニャ朝とセルビアの国家自体を創始した。この国は、第4次十字軍によって疲弊し衰退したビザンツ帝国と、ビザンティウムの真中に築かれたいわゆるラテン帝国（1204–1261）の領域の中に、その境界の地に生まれた。コンスタンチノーブルはニカイアのギリシア人ミカエル8世パレオロゴス Michael VIII Paleologus によって1261年に奪還され、ヴェネチアとの交易も再開されたが、近隣のスラヴ人たち（特にセルビア人とブルガリア人）は新たな権力を伸張させていた。ビザンツの支配者たちは潜在的な敵と協力し共存する巧みな方法を探り、スラヴ人の支配者との間に婚姻関係を結び、13、14世紀の間比較的安定した状態を保っていた。その後1453年にオスマン・トルコの侵入によって、ビザンツ、セルビア、ブルガリアの中世諸帝国は終焉を迎えた。

セルビアが国家として正式に「国際的承認」を得たのはネマニャの息子ステファン初代戴冠王 Stephen the First Crowned の時であり、1217年ローマ法王より王冠を受けたことによる。戴冠はジーチャ Zicha の修道院で、弟のラストウコ Rastko（後に聖サヴァの名で知られるようになる）がローマから王冠を運んで執り行った。

セルビア王国の創始と同等の歴史的重要性を持つ出来事は、ほぼ同時期に行われたセルビア正教会の独立教会としての創設である。ネマニャの息子聖サヴァはニカイアのテオドール1世ラスカリス Emperor Theodore I Lascaris と総主教マニエル・サランテン・ハリトプロス Patriarch Manuel Saranten Haritopoulos から1219年にセルビア教会の独立を勝ち取った。同じ年にセルビア教会は対内的な関係も対外的な関係も自律的に組織する権利を獲得した。そして聖サヴァは最初の大主教となった。彼は霊的な側面においても組織的側面においてもセルビア正教を設立したのである。

同じ年、聖サヴァはセルビアで最初の法令集ノモカノン *Nomocanon* を制定した（写真1、写真2）。クルムチャ *Krmchija* の名前で見られるようになるこの法典は評判が良く、後にセルビア以外にもロシア、ブルガリア、ルーマニアその他の国々で用いられようになった。ノモカノンが起草された時期は、ローマ・ビザンツの伝統にならい、教会と国家の関係は調和の原則に従って形作られていた。1219年に編纂されたということは、イングランドのマグナ・カルタに後れることわずか4年である。当時のヨーロッパの慣行に反して、この法典はラテン語でもギリシア語でもなく、古い時代のセルビア民族の言語で書かれ、ビザンツ法とセルビアの伝

セルビア法

統的慣習法の要素をかけあわせた特別な混合を呈している。これを最初のセルビア憲法だとする論者もいるが（ウィキペディアにもそのように書いてある）、ノモカノンはその名も示すとおり、基本的には、様々な法領域についての世俗と教会の規範の集成である。マグナ・カルタが厳密な意味での憲法とはされないのと同様に、ノモカノンも「憲法的」問題とはあまり関係がない。唯一「憲法的」な色彩を認めうるのは、ビザンツの調和 *symphony* という考え方に従って、教会と国家の協働のコンセプトを追求する聖サヴァの努力であろう（主権国家の枠内で建てられる独立正教会の考え方）。いわばセルビア法制史における最初の重要な法移植といえよう。さらに注目すべきは、聖サヴァのノモカノンは今日でもセルビア正教会にとって重要な法源であり法典とされている点である。

聖サヴァのノモカノンは主にビザンツ法の集成たるプロケイロン *Procheiron* に基づいているが、多くの点について補完され修正されている。聖サヴァはビザンツの多くの異なるノモカノンを用い、いわばその集成を作り上げた。70 章からなり、6 つの章は導入に宛てられ、44 の章は教会法を、20 の章は世俗法を扱っている。ビザンツ法の単なる翻訳、集成ではなく、ビザンツ市民法と明らかに矛盾する点もある。

聖サヴァは先行する教会法に反対することを望んだわけではないが、様々なビザンツ法源から選択を行う際に大いに独創性を発揮している点はその功績とされよう。たとえば社会における貧者や弱者の保護に関する規範を見ると、そのとりわけ特別な色調に驚かされる（障害者、未亡人、孤児となった娘、捕虜への特別な配慮を通して、また残酷な主人からの奴隷の保護、債権者に対する債務者の保護などに見られる、ソーシャル・ケアの諸制度の確立）。社会正義に対するキリスト教的態度が強く反映されている（特に第 4 章）。しかし第二には、おそらく、セルビア社会にビザンツ法を適応させようとして、社会的連帯についての代々受け継がれた部族的観念を反映するような規範を選び出した。その中には、プロケイロンや、彼の時代の発達したビザンツ法ではすでに失われた規範も見られる（このような規範は、ユスティニアヌス法典の後、7 ないし 8 世紀に出された初期ビザンツ法ノモス・ゲオルギコス *Nomos georgikos* にはきわめて明瞭に見られるが）。ノモカノンにおけるスラヴ法とビザンツ法の混淆の可能性は大いに議論を呼ぶところであるが、初期のスラヴ慣習法についての資料が乏しいこともあり、おそらくこの先も長く決着をみないままであろう。今日有力な説によれば、聖サヴァのノモカノンはビザンツの教会法・世俗法の修正であり、きわめてオリジナルな組合せと編集が認められるが、基本的にはビザンツ法の規範のうち当時のセルビア社会に最も適合するものを移植したものである、とされる。

聖サヴァの主たる目的は、明らかに、セルビアの慣習法の世界にローマ=ビザンツの法を導入することであった。こうして、セルビア法は 12 世紀には早くもビザンツの法伝統によって

〈法〉の移転と変容

強い影響を受け、その影響はその後何世紀も続くことになる。この後に続くセルビアの法源はみな聖サヴァのノモカノンに一致する傾向を示す。14世紀の有名なドウシャン帝 Tzar Dushan の法典、19世紀の立法も同様であり、オスマン支配に対するセルビア革命の際に最初に出された成文法、すなわち1804年のマティヤ・ネナドヴィチ師 Priest Matija Nenadovic の法を手始めに、この傾向が認められる。同法はノモカノンの価値と効力を認めるものであった。1844年のセルビア民法典も、家族法に関してセルビア正教会の法によると規定することで、ノモカノンを一般的に受け容れている。婚姻障害については極めて明示的に、近代セルビア民法典は聖サヴァのノモカノンの諸規定を参照している（第93条）。

ビザンツの法伝統に従う次の段階を記すのは、有名で剛腕なドウシャン帝の法典 *Tsar Dushan's Code* であり、14世紀に作られたこの法典は、中世ヨーロッパにおける法典化の初期のものの一つである（写真3）。この法典も古いセルビア語で書かれており、この点がドウシャン帝の盟友チェコの国王カレル1世（神聖ローマ皇帝カール4世）によって1355年に制定されたマイエスタス・カロリーナ *Majestas Carolina* と異なる。ドウシャン帝の法典は、はじめは1349年にスコピエ Skopje（現マケドニア）での会議で宣言され（155か条）、さらに5年後の1354年（マイエスタス・カロリーナの1年前）に66か条を追加した拡大版がセレス Serres（現ギリシア）の会議に提出された。

この法典は聖サヴァのノモカノンに基本的に基づいており、いくつかの条文はそのまま採用されている（第6条、8条、11条、101条、109条、196条）。しかし、単なる引き写しではなく、むしろオリジナルな法典化といえる。ビザンツ法源には欠けている問題を多く扱っている。ビザンツの例とは異なって、ドウシャン帝の法は国家組織と裁判手続に多くの関心を払っている。法典の半分以上が支配者と様々な社会的グループの関係、とくに領主と皇帝の関係について規定している。行政法と国家行政に宛てられた規定もあるが、これに対して民法に関する規定は僅かしかない（この分野は主にシュンタグマ *Syntagma* によって規定されている）。法典が取り組んでいる問題は同時代のマイエスタス・カロリーナに極めて近いように思われるが、このチェコの立法が惹起したような貴族による否定的な反応は、ドウシャン帝の法典に対しては記録されていない。

ドウシャン法典の中でも有名な規定は、中世セルビアにおける法の支配と司法の独立の萌芽を示すものとして参照されることが多い。最初の条文は非常に時代を先取りするもののように響く。第171条「皇帝が、怒り、愛情、恩情からある人に対して命令状を認め、その命令が法典に反し、法典に規定されている正義と法に違うときは、裁判官は当該命令に従うことなく、専ら正義に従って判断し行動すべし」。

セルビア法

第 172 条はさらに革命的に見える。「すべて裁判官は、法典に記されている法に従い、正しく裁判を行うものとする。皇帝を恐れて判断を行ってはならない。」

支配者の権力を縛るこの有名な自己制限条項は、皇帝がすすんで示そうとした尊重の態度の表れであるかもしれず、法典に対する貴族の反対が見られなかったことも説明がつくかも知れない。いずれにせよこの二つの規定は、有名なローマ=ビザンツの原則 *princeps legibus solutus* (Dig. 31, 1, 3) に反するものかどうか、あるいはまたローマ=ビザンツ法の別の、あまり知られていないモットー *princeps legibus alligatus* に基づくものか、長く終わることのない議論を引き起こしてきた。後者はテオドシウス 2 世に帰せられ、ユスティニアヌス法典勅法集 Cod. I, 14、二つの新勅法 (82 と 113) やその他いくつかの新勅法、およびレオ 6 世賢帝の法典 *Basilica* (VII, 1, 16-17) で言及されている。その出所が何であれ、いずれにしても、「皇帝が、怒り、愛情、恩情からある人に対して命令状を認め」という表現はビザンツのいかなる他のテキストにも見あたらず、セルビアの立法者の大変オリジナルな功績のように思われる。

ビザンツの広大な領域を征服し、アテネにまで至ったドウシャン帝は、彼の帝国理念に従って、ギリシア人とセルビア人の皇帝たらんとし、しっかりと確立されたビザンツ法の基礎のうにビザンツとセルビアの法システムを統一しようとした。ドウシャン帝の法典は中世セルビアの最も有名な法文献であり、しばしばセルビアの法的シンボルとされるが、実はより広汎な法的企図の一部をなすものにすぎない。近時の法学文献では、これを「ドウシャンの立法」*Dushan's Legislation* あるいは「ドウシャンの三部作」*Dushan's Tripartitum* と呼んでいる。法典に加えて、これは別の重要なビザンツ法源を含み、これに一定の修正を加えている。第二の部分は『ユスティニアヌス皇帝の法律』である (タイトルが想起させるような学説彙纂との関係はなく、むしろ後期ビザンツ法のノモス・ゲオルギコス *Nomos georgikos* と密接な関係にある)。これは非常に短い立法で (33 か条のみ)、主に土地の利用と農地の問題を扱っている。

第三は、ドウシャン帝の時代 (1335 年) の、テッサロニカの修道僧によって編纂された有名なビザンツ法集成 *Syntagma of Matheus Blastares* の簡略版である。ドウシャン帝はおそらく 1348 年、法典の拡大版を出す 1 年前にその翻訳を採用したと思われるが、そこでは多くの修正も加えている。303 章のうち 94 章のみを取り入れており、もとの法文の三分の一足らずということになる。教会法の規定は殆ど全て削除され (例外として婚姻法に関するいくつかのルール)、殆どの世俗の規定は残された (刑法、財産、債務、相続に関するもの)。おそらくこの部分がドウシャンの立法の中でも最もよく用いられた部分であり、ドウシャンの法典が殆どの中世写本では単独で現れず、常に他の二つの部分と共に、その最後に置かれるかたちで記されているのも不思議ではない。

独立国であったセルビアは 14 世紀にオスマン朝の支配に屈するが、中世セルビア法は生き

〈法〉の移転と変容

延び、その後数世紀にわたって教会の中で維持された。主に婚姻、家族、相続の分野と刑法において適用された。聖サヴァのノモカノン(No Mokanon)はセルビアの国家と世俗法を越えて生き残り、今日でもセルビア正教会の主たる法源として適用されている。ドゥシャン帝の法典もまた、完全に忘れ去られたわけではなく、18世紀まで何度も書き換えられた(今日20ほどの写本が伝えられており、この法典が制定から何世紀もの間、少なくとも部分的には用いられたことを示している)。その法の一部は19世紀の新しいセルビアの法制度に採用された。

ビザンツ法はこのように、日常の実務の中でセルビアの慣習法と混合され、オスマン支配の数世紀を生き延びて、19世紀に至るのである。

西欧法の移植と法伝統の混合

1804年、国民的英雄カラジョルジェ Karadjordje (カラジョルジェヴィチ王朝の創始者)の率いる最初のセルビア蜂起によって解放の一步が踏み出され、新時代の最初の立法が行われた。第一次蜂起が1813年に挫折すると、早くも1815年には第二次セルビア蜂起が起こり、もう一人の国民的英雄ミロシュ・オブレンヴィチ公 prince Milos Obrenovic (競合する第二のセルビア王朝オブレンヴィチ家の創始者)がこれを率いた。巧みな外交術によりミロシュ公はセルビアを世襲君主を戴く自立的な国とし、オスマン帝国から自治的な地位を得た。トルコに承認されたミロシュ公の誕生である。これを起点に、1835年には最初のセルビア憲法が成立する。独立の過程は、1878年ベルリン条約によって正式に完結し、この条約によってセルビアとモンテネグロの両国が独立を承認された。

ミロシュ公の治下で民法と刑法の最初の法典化が試みられた。1844年には極めてオリジナルなセルビア民法典(SCC)が出来上がった。これは世界でも早い時期に完成した民法の一つである(1804年フランス民法典、1811年オーストリア民法典、1838年オランダ民法典に次ぎ、当時より先進的であった多くの国々よりも早い)。

セルビアの事例は、アラン・ワトソンの説く法移植理論と法的借用の理由を説明する上で好例である。はじめミロシュ公はフランス民法典をセルビア法典の基礎としたいと考えた。全く特別な事情によって(翻訳を任せられたギリシア人教師は、セルビア語もフランス語も知らず、そのためフランス民法典のドイツ語訳を用いたが、加えて法律家ではなかったため、劣悪な翻訳であった)、翻訳民法典は不十分かつ不確かな代物となった。そこで1836年ミロシュ公は高名なセルビア人法律家であり知識人であるヨヴァン・ハジッチ Jovan Hadzic に白羽の矢を立てた。ハジッチは当時オーストリア帝国の一部であったヴォイヴォディナ地方出身で、(その首都)ノヴィ・サドの市参事会議員であった。その任務はオーストリア民法典を範として法典

セルビア法

を作成することであった。ドイツ語は彼の母語のようなものであり、彼は弁護士として活動する際にオーストリア法を適用することも多かった。アカデミックな背景も申し分なく、ハジッチは1824年にウィーンの法学部を卒業し、1826年にペシュト大学から法学博士の学位を受けていた。

このように、部分的には偶然もはたらいて、セルビアはフランス法からオーストリア法へとその母国の選択を変えた。ちょうど日本がフランス法からドイツ法へと乗り換えたのと同様に、この大きな転換の理由だけが異なっている。セルビアでは、偶然が多かれ少なかれ作用し、これにセルビアとオーストリアの政治的、経済的結びつきの進展が重なった。これに対して日本では、転換をもたらしたのは、普仏戦争後のドイツの優越的地位と19世紀末には参照可能であった近代的・先進的な法典モデルによるところが大きいであろう。

(日本も含め)多くの法典編纂者がそうであったように、ハジッチも真の難問に直面した。主として慣習法であるセルビアの伝統法と近代的な要請、近代的な制度と基準との間でどのようにバランスをとったらよいか。一方にはヨーロッパの二つの先進国(フランスとオーストリア)の高度に発達した法典のモデルがある。もう一方には、セルビアのローマ=ビザンツの豊かな遺産に依拠しながらも保守的で家父長制的な不文法の伝統が根強く存在する。それは1870年代に日本の最初の刑法典(1875年成立¹)を起草し、日本の伝統的価値や慣習に従っていないと批判されたギュスタヴ・ボワソナードが向き合った問題と殆ど同じであった。

1840年代のセルビアにおいても、法の近代化への抵抗は同様に厳しかった。ハジッチの慣習法に対する態度は、セルビア社会の、高名な知識人も含めた人々からの激しい反対論にさらされた。議論的となったのは、主に家族の構成について(数世代が共同財産の下に生活を共にする、「ザドゥルーガ」zadrugaと呼ばれる旧来の大・結合家族を危険に陥れるものと非難された)、また娘の相続権の差別的なありかたを、未成年と同等の女性の法的能力の制限を廃止するハジッチの試みについてであった²。

同時に、ハジッチは明晰で簡潔な法典を作る、というミロシュ公の要望にも応えなければならなかった。その結果、1844年のセルビア民法典は、オーストリア民法典を主たるモデルとしたものの、ずっと凝縮された形をとることとなった(オーストリア民法典が1502か条を擁するのに対し、セルビア民法典は950か条である)。一部の学者が唱えるところに反して、セ

¹ 多くの修正が加えられた後、日本の刑法典および治罪法典は1880年に公布され、1882年に施行された。セルビアでは刑法典は民法典よりもずっと遅れて1860年にプロイセンの刑法典の影響の下に成立し、刑事手続法典は1865年に採用された(しかし日本に先行する)。セルビア商法典も1860年に採択されたが、民事手続法典はより早く1853年に成立している。

² ハジッチの目指したところとは反対に、立法委員会の圧力と君主自らの意向によって、娘の相続権の差別的な扱いと女性の法的能力の制限は法典に規定された。

〈法〉の移転と変容

ルビア民法典はオーストリア民法典のコピーではない。ハジッチはオーストリア民法典をただ翻訳し、その法的解決を無批判に借用したのではない。彼が加えた修正は重要なものであった。1844年のセルビア民法典は、ローマ法、慣習法、教会法、シャリーア法の名残、そしてフランス民法典のいくつかの規定にも影響を受けている。いずれにせよ、セルビア民法典がハジッチ独自の刻印を受けていることは明らかである。法典の規模に、その体系の一部に、その用語と形式に、そしてオーストリアのモデルとは異なる、多くの個別の解決方法にそれは見て取れる。とりわけ顕著であるのは、セルビア民法典が旧来の家父長制的家族制度の名残を留めている点であり、ここにも日本の19世紀の民法との類似性が見られる。

セルビア法制史研究の近時の関心は、ハジッチとセルビア法、そしてその個別の法制度が、モデル法典として受容されたオーストリア法の主たる影響—この点について異論はないだろう—と並んで、ローマ=ビザンツの伝統と、ローマ法上の解決の直接的受容に、どの程度影響されているのか、という点に向けられている。

セルビア民法典への反対もまた、1890年に成立したボワソナード民法典への反対とよく似ている。唯一の相違は、ボアソナード民法典が施行延期となり、(復活することなく)適用を見なかったという点である。フランス法からドイツ民法典のパターンへと転換した日本の場合とは異なり、1844年のセルビア民法典は同時代の批判に耐え、その後第二次世界大戦末まで、つまり共産主義体制の樹立によって「資本主義」の法伝統に終止符が打たれるまで、100年間効力を保った。さらに、セルビア民法典に記された法的原則の有効性は新体制の下での法解釈にあっても承認されており、今日でも裁判所はその判決の中で、1844年のセルビア民法典の規定した解決を引用する場合がある。

いずれにせよ、今日のセルビア法(とくに民法)は、二つの要素からなる、一種の混合法システム mixed legal system である。しかし、ヨーロッパ連合への加盟のプロセスの中で、新たな、第三の要素が将来力をもつこととなるだろう。「ヨーロッパの共通法」が、少なくとも民事法の領域において、国家法システムにとってかわるまでは、セルビア法はその固有の法的伝統、すなわちオーストリア民法典に基礎をおく法伝統に主として則りながら、なお生き続けていくであろう。

セルビア法

セルビア法制史年表

(シーマ・アヴラモーヴィチ 2012年1月11日東洋大学シンポジウム配付資料翻訳)

12-15世紀 中世セルビア王国、セルビア帝国

1219 *Nomocanon of St. Sava* (聖サヴァ法典、ノモカノン) (セルビア語、ビザンツの影響、教会で現在も通用している)

1349 *Code of Tzar Stephan Dushan* (ドウシャン帝の法典) (セルビア語、ビザンツの影響+慣習法)

1804 オスマン支配に対する最初の蜂起 (ランケ:「セルビア革命」)

リーダー: *Karageorge* カラジョルジェ (黒ジョージ)

1804 最初の制定法 (小規模)

1808 最初の高等教育機関 (三年間の教育課程)

1808、1811 最初の憲法的法律

1815 二度目のセルビア人蜂起 リーダー-Milos Obrenovic ミロシュ・オブレンノヴィチ (ミロシュ公)

1830 *Ottoman Hatti-Sharif* セルビアは内政に関して自治的な公国 *Principality* となる

ミロシュ公はセルビアの世襲君主となる。絶対君主の下で活発な立法活動

1835 最初の憲法 (リベラルな「*Candlemass* 憲法」)

1829 民法、刑法 (および憲法) の起草委員会

フランス民法典翻訳の失敗 ギリシア人 *Georgios Zachariades* による翻訳

1837 新起草委員会

Jovan Hadzic ヨヴァン・ハジッチ 実務法律家、著作家、言語学者ノヴィ・サド出身 (当時オーストリア帝国下ヴォイヴォディナ *Woiwodina*)

近代化が批判され、特に家族法における「民族的法精神」を無視するものとされる

オーストリア民法典 (ABGB) をモデルとする

1844 セルビア民法典 (SCC) 採択 (いくつかのデリケートな論点に関して国民投票)

・950 か条 (ABGB は 1502 か条)

・ABGB の簡略版と一般に評価される

しかし

・慣習法の影響-固有の制度 (joint family “*zadruga*”: 共同の財産、女性の権利能力の制限、

〈法〉の移転と変容

娘の相続権なし)

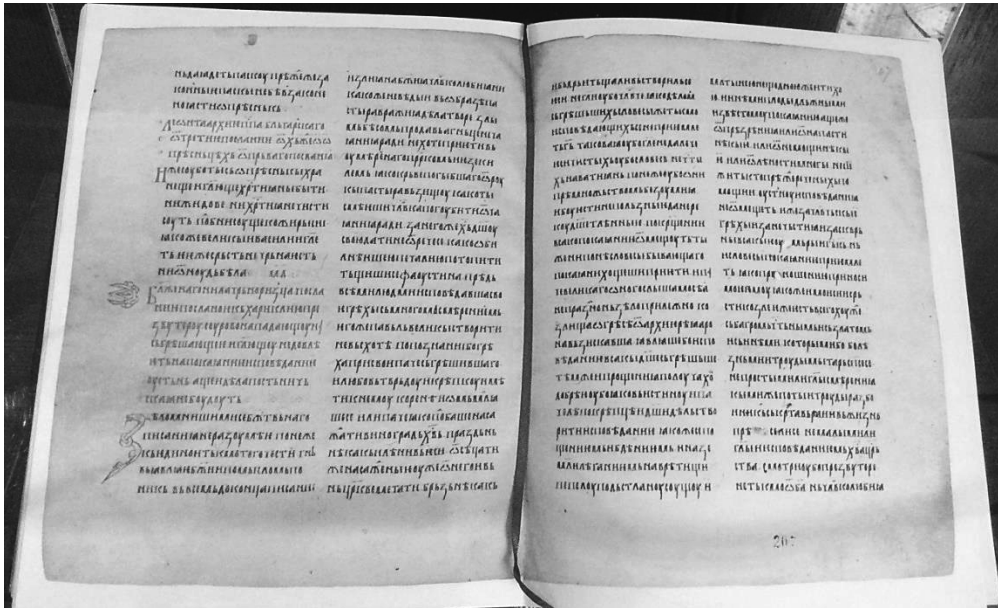
- ・序章の充実 (35 か条 ; ABGB は 13 か条)
- ・ローマ法の影響 (commorientes, depositum miserabile, specificatio)
- ・フランス民法典の影響 (貸借-mutuum, depositum -culpa in concreto)
- ・教会法の影響 (教会における婚姻、*Nomocanon of St. Sava* の包括的受容、離婚は教会裁判権に服する)
- ・シャリーア法の影響 (*miljak*-封建的土地所有、*tapi*-土地登記簿)
- ・さまざまな条文にみられる固有の多様性

結論:セルビア法はローマ=ビザンツの基盤にオーストリア民法典の強い影響が加わっている。しかし、セルビア民法典は後者の「簡略版」でも「コピー」でもない。大幅な変更を伴う法移植であり、19世紀初期の特記すべき法典化である。

セルビア法

写真1

聖サヴァのノモカノン（ベオグラード大学法学部所蔵複製 撮影 松本英実）



〈法〉の移転と変容

写真2

ベオグラード大学法学部の旧教授会室には聖サヴァのイコンが掲げられている。

右列手前から二人目がシーマ・アヴラモヴィチ教授（撮影 松本英実）



セルビア法

写真3

ドウシャン帝の法典（ベオグラード大学法学部所蔵複製 撮影 松本英実）

